



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*67 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則  
(行政経営改革室)
- 教育委員会規則
  - \*22 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
  - 848 和歌山県危機管理局の和歌山県庁南別館への移転業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
(総合防災課)
  - 849 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請  
(NPO協働推進課)
  - 850 " ( " )
  - 851 有害図書等の指定  
(青少年課)
  - 852 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
  - 853 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止  
(長寿社会推進課)
  - 854 保安林の指定の解除  
(森林整備課)
  - 855 " ( " )
  - 856 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意  
(資源管理課)
  - 857 道路の区域変更  
(道路保全課)
  - 858 新道路の供用開始等  
( " )
  - 859 建築基準法による構造計算適合性判定を行う者の指定  
(都市政策課)
  - 860 " ( " )
- 人事委員会告示
  - 8 平成19年度和歌山県警察官B採用試験の実施
  - 9 平成19年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験の実施
  - 10 平成19年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施
- 教育委員会告示
  - 5 技能教育施設の指定の解除
- 公安委員会告示
  - 30 道路交通法の規定による指定講習機関の指定
- 選挙管理委員会告示
  - \*83 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正
- 監査委員告示
  - 2 外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨

## の協議

- 警察本部告示
  - 8 随意契約の相手方の決定
- 訓令
  - \*44 和歌山県考査規程の一部を改正する訓令  
(監察査察室)
  - \*45 職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令  
( " )
  - \*46 和歌山県監察査察規程の一部を改正する訓令  
( " )
- 公告
  - 入札公告  
(総合防災課)
  - 平成20年度県立産業技術専門学院の生徒募集  
(雇用推進課)
  - 平成20年度県立和歌山産業技術専門学院総合実務科の生徒募集  
( " )
- 公安委員会公告
  - 警察署協議会委員の委嘱

## 規 則

和歌山県規則第67号  
和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成19年6月29日  
和歌山県知事 仁坂吉伸  
和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則  
和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「政策審議室」の次に「及び監察査察室」を加える。

第6条の表総務部の部中

	監察査察室	
総務管理局	総務学事課	総務

を「総  
・大学法人班 文書法制班 文教班 情報公開班」

務管理局	総務学事課	総務・大学法人班 文書法制班 文教班
------	-------	--------------------

情報公開班

に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

( 監察査察室の所掌事務)

第14条の2 監察査察室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 不正行為等通報の処理に関する事。

(2) 不当要求行為の処理に関する事。

(3) 行政監察に関する事。

(4) 職員の服務監察に関する事。

第15条監察査察室の項を削る。

第211条第1項の表本庁の部危機管理監の項の次に次のように加える。

監察査察監

上司の命を受け、監察査察に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

第211条第3項の表総務部の項を削る。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第22号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月29日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2号ア中「特殊教科」を「自立教科等」に改める。

別記第2号様式及び別記第2号様式の2中 「教 科」 を 「教 科 等」

に改める。

別記第2号様式の3中 「学 校 特 殊 教 科 助 教 諭 免 許 状」 を 「学 校 自 立 教 科 助 教 諭 免 許 状」 に改める。

別記第5号様式中「教科」を「教科等」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 2 5 条関係)

証明番号 第 号

### 教育職員免許状授与証明書

本籍地

氏 名

年 月 日 生

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明する。

記

免許状の種類	教科等	授与年月日	記号番号	授与の根拠規定

年 月 日

和歌山県教育委員会

別記第9号様式中「(第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条関係)」を「(第8条—第13条関係)」に、「教科」を「教科等」に改める。

別記第10号様式中「(第14条、第15条、第16条、第17条関係)」を「(第14条—第18条関係)」に、「教科」を「教科等」に改める。

別記第11号様式から別記第15号様式までの規定中「教科」を「教科等」に改める。

別記第18号様式中「(第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第18条の2関係)」を「(第8条—第18条の2関係)」に改める。

別記第19号様式中「(第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第18条の2、第23条関係)」を「(第8条—第18条の2、第23条関係)」に、「教科」を「教科等」に改める。

別記第21号様式中「(第8条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条、第28条関係)」を「(第8条、第13条—第17条、第19条、第28条関係)」に、「教科」を「教科等」に改める。

別記第25号様式及び別記第26号様式中「教科」を「教科等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第848号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県危機管理局の和歌山県庁南別館への移転業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県危機管理局の和歌山県庁南別館への移転業務

(2) 契約期間

契約日から平成19年9月30日(日)まで

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税

(エ) 法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)

ク 誓約書

ケ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の規定による一般貨物自動車運送事業許可証の写し

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 5の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し

シ 組織概要図

ス 業務計画書

セ 申告書

(2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、平成19年6月29日(金)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、オ、ク、コ、ス及びセに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年6月29日(金)から平成19年7月12日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年7月12日(木)までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年6月29日(金)

から平成19年7月12日(木)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2264(直通)

ファクシミリ番号 073-422-7652

5 競争入札参加資格者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成19年6月29日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- (6) 従業員が30人以上で、直近2年以内において本委託業務と同様かつ同規模以上の業務請負契約又は業務委託契約を結び、当該業務を良好に行った実績がある者であること。
- (7) 一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法に基づく国土交通大臣の許可を得た者であること。
- (8) 県が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができるものと認められる業務計画書を提出した者であること。

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年7月23日(月)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年7月27日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成19年8月1日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第849号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年8月14日まで縦覧に供する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成19年6月14日
- 2 名称  
特定非営利活動法人城山台サポートクラブ
- 3 代表者の氏名  
檀山悟
- 4 主たる事務所の所在地  
橋本市城山台2丁目11番地の7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、橋本市民、特に城山台地区は今後急速に高齢化が進む中で高齢者、障害者などの手助けを必要とする者の介護、援助等の福祉活動や小・中学生に対して日常の社会教育の指導、公民館の効果的な運営、まちづくりの推進と環境保全、自主防災会活動の指導教育と訓練、情報通信活性化への対応、雇用機会の促進、消費者の保護活動などを行うことにより、地域の活性化と住民が安心して生活できる、住み良い町を創造することを目的とする。

和歌山県告示第850号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年8月18日まで縦覧に供する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成19年6月18日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌浦湾海業

3 代表者の氏名  
坂口邦三

4 主たる事務所の所在地  
和歌山市雑賀崎1372番地

5 定款に記載された目的  
この法人は、和歌浦湾沿岸地域と海域に環境の保全を基本とした集客力を持った領域とするため、和歌浦湾沿岸のまちづくりの推進、ならびに経済活動等によって活性化を図る。そのためには、国立公園を含む歴史、文化的遺産を緑で結ぶ循環歩道の整備、観光旅館等と海、釣、魚食への対応強化、水産漁業の改革、漁場の整備に並行した海浜海洋レジャー等の推進が観光とレジャーと漁業を一体化させ、環境に融和した活動を行う。また、和歌山を離れた方々の支援を求め、和歌浦湾及びその周辺の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第851号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年6月19日指定した。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	スコラ 7月号	15401-7	スコラマガジン
雑誌	エキサイティングマックス vol.6	15232-7	ぶんか社
月刊誌	NITRO-X 7月号	07111-7	雄出版
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 7月号	17901-07	徳間書店
月刊誌	実話ドキュメント 7月号	05267-7	竹書房

月刊誌	特冊新鮮組DX 7月号	06681-7	竹書房
月刊誌	ジェイスパーク 7月号	86257-07	トライマックス
月刊誌	実話マッドマックス 7月号	15279-07	コアマガジン
月刊誌	ブレイクマックス 7月号	18011-07	コアマガジン
月刊誌	ケータイバンディッツ 7月号	13319-07	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
岩柔7-19	川本鍼灸整骨院	岩出市野上野98-3	平成19.5.15

和歌山県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071500221	株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	樋口公一	株式会社コムスン箕島ケアセンター	有田市箕島100番地7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.5.31
3071500189	あんしん有限会社	有田市初島町里1349-3	西中聖人	あんしん有限会社	有田市初島町里1349-3	居宅介護支援	平成19.6.1

和歌山県告示第854号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字戸津井字向井原619の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 漁港施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び

日高振興局並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第855号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字戸津井字向井原619の4
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第856号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称 和歌浦加入区

和歌山県告示第857号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 二見御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市隅田町霜草字小原429番2地先から同市隅田町霜草字小畑ヶ497番1地先まで	旧	3.90 } 7.50	392.70	
同上	新	3.90 } 7.50	392.70	
同上	新	3.90 } 16.50	418.39	

和歌山県告示第858号

平成19年和歌山県告示第857号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年6月29日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第859号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行う者を次のとおり指定した。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定を受けた者の名称及び住所  
財団法人日本建築総合試験所  
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
大阪市中央区谷町二丁目3番12号
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成19年6月20日

和歌山県告示第860号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行う者を次のとおり指定した。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定を受けた者の名称及び住所  
財団法人日本建築センター  
東京都千代田区外神田六丁目1番8号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
(1) 東京都千代田区外神田六丁目1番8号  
(2) 大阪市中央区南本町一丁目7番15号
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成19年6月20日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成19年度和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

平成19年6月29日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

平成19年度和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期

警察官B	男性	47人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成20年4月
	女性	3人程度		

※採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

試験区分	学 歴		年齢及び性別
警察官B	男性	次の人は除く。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成19年9月16日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成19年9月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成19年10月中旬	和歌山市	平成19年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第3次試験	平成19年11月下旬	和歌山市	平成19年11月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験の方法	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50題)
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体を有するか否かについての検査

※教養試験の内容は、高校卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験の方法	配 点	内 容
教 養 試 験 (記述式20分)	750点	国語の基礎力についての漢字書き取り等による筆記試験(25題)
面 接 試 験		人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 検 査		職務遂行上必要な体力を有するか否かについての検査 (立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走)
作 文 試 験 (1時間)	※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験
適 性 検 査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※印の作文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成18年度の作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験の方法	配 点	内 容
面 接 試 験	※1,300点	人物、能力、性格等についての個別面接

※印の配点については、第2次試験で実施する作文試験の評定を含む。

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	検 査 基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—



体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。	
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官B受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成19年7月30日(月)から受付を開始し、平成19年8月10日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年7月23日(月)午前10時から平成19年8月3日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

採用は、平成20年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額はおおむね次のとおりであるが経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成19年度は、特例措置により1%の減額措置が取られている。

短期大学卒	高校卒・その他
169,900円	156,200円

このほか、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の

顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

平成19年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験を次の要綱により実施する。

平成19年6月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

和歌山県人事委員会告示第9号

平成19年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
土 木 職	1人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

- (1) 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。  
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人

- イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。  
ア 日本国籍を有しない人  
イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験の方法	配 点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題）	2時間
	専門試験（択一式）		専門的知識及び能力についての筆記試験（40題）	2時間
第2次試験	作文試験	1,600点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験	1時間
	面接試験		人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(1) 試験の内容は、短期大学卒業程度で行う。

(2) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
土 木 職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表

第1次試験	平成19年9月23日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成19年10月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成19年10月下旬	和歌山市	平成19年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局  
和歌山県パスポートセンター  
各振興局総務室  
海草振興局建設部海南工事事務所  
東牟婁振興局申本建設部総務管理課  
和歌山県東京事務所  
わかやま喜集館  
和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。  
また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「Ⅱ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成19年8月13日(月)から受付を開始し、平成19年8月24日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年8月6日(月)午前10時から平成19年8月17日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成20年4月になる予定である。

(2) 採用時の給料月額額は、おおむね151,000円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成19年度は、特例措置により1%の減額措置がとられている。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1週間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 車いすの使用又は拡大文字による受験等の受験上の配慮を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山県人事委員会告示第10号

平成19年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成19年6月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

平成19年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一 般 事 務	5人程度	知事部局又は教育委員会等の事務
土 木	1人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務
農 業	1人程度	農業に関する指導及び普及・試験研究等の業務
学 校 事 務	5人程度	県立学校又は市町村立小中学校の事務
警 察 事 務	4人程度	警察本部又は警察署等の事務

2 受験資格

- (1) 昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人。  
ただし、次の人は除く。  
ア 一般事務、農業、学校事務及び警察事務  
（ア）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成20年3月末日現在で2年を超える人  
（イ）和歌山県人事委員会が（ア）に該当する人と同等であると認める人  
イ 土木  
（ア）学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）

における在学期間が平成20年3月末日現在で2年以上となる人

- （イ）学校教育法に規定する高等専門学校を卒業した人又は平成20年3月末日現在で在学期間が5年以上となる人
- （ウ）和歌山県人事委員会が（ア）及び（イ）に該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験の方法	配 点	試験区分	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	1,000点	全職種	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題）	2時間
	適性試験（択一式）		一般事務 学校事務 警察事務	問題を一定時間内にできるだけ多く正確に処理する能力についての筆記試験（120題）	15分
	専門試験（択一式）		土 木 農 業	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（40題）	2時間
第2次試験	作文試験	1,600点	全職種	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験	1時間
	面接試験		全職種	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		全職種	通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(1) 試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

(2) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
農 業	農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成19年9月23日（日）午前9時	和歌山市	平成19年10月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示す

		田辺市 新宮市	るとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成19年10月下旬	和歌山市	平成19年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 各振興局総務室
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局申本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成19年8月13日(月)から受付を開始し、平成19年8月24日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年8月6日(月)午前10時から平成19年8月17日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電

子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受取できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成20年4月になる予定である。

(2) 採用時の給料月額、おおむね138,400円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成19年度は、特例措置により1%の減額措置が取られている。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する0人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 車いすの使用又は拡大文字による受験等の受験上の配慮を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり指定技能教育施設の指定を解除した。

平成19年6月29日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚

- 1 指定を解除した指定技能教育施設の名称及び所在地

田原学園 慶風高等ビジネス学校  
和歌山県和歌山市秋月198-6

- 2 指定解除年月日  
平成19年5月31日

- 3 指定解除理由  
技能教育のための施設の廃止

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年6月29日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

名称及び住所並びに代表者の氏名			特定講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地		特定講習の種別	指定を行った 年 月 日
名 称	住 所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地		
和歌山県御坊自動車学校	和歌山県日高郡美浜町大字吉原958番地	高垣宏	和歌山県御坊自動車学校	和歌山県日高郡美浜町大字吉原958番地	取消処分者講習	平成19.6.12

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

第2項の表中 「社会福祉法人守峯会特別養護老人ホーム 田鶴苑」 有田市宮崎町9

11番地 「社会福祉法人守峯会特別養護老人ホーム 田鶴苑」 有田市宮崎町  
「社会福祉法人守峯会特別養護老人ホーム 愛宕苑」 有田市港町  
「社会福祉法人守峯会ケアハウス 愛宕苑」 有田市港町

町911番地

9番地1

に改める。

9番地1

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、外部監査人本田壽秀の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成19年6月29日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる機関
蒲生武志	兵庫県宝塚市中山台2丁目4番10号	平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
阪田真二	大阪府茨木市大池二丁目16番21号	平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
山岡大	大阪府泉南市男里6丁目15番2-A613号	平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
上森太郎	兵庫県西宮市甲子園口2丁目11番16号 フルーン甲子園口101	平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
中井学	大阪府枚方市西船橋2丁目59番20-312号	平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
和中修二	大阪府阪南市新町283番地	平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
福田敏信	大阪府枚方市渚南町37番14号	平成19年7月1日から平成20年3月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

交通信号機等保守点検業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年6月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
交通信号機等保守点検委託業務 一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年6月11日
4 随意契約の相手方の氏名及び所在地
パナソニックSSエンジニアリング株式会社 関西PSSB社
大阪市淀川区西中島5丁目5番15号
5 随意契約に係る契約金額
34,125,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,625,000円)
6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号による随意契約

訓 令

和歌山県訓令第44号

庁中一般
各地方機関

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県考査規程の一部を改正する訓令

和歌山県考査規程(昭和40年和歌山県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部監察査察室」を「監察査察室」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

和歌山県訓令第45号

庁中一般
各地方機関

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰審査委員会規程(昭和42年和歌山県訓令第99号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部監察査察室」を「監察査察室」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

和歌山県訓令第46号

庁中一般

和歌山県監察査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県監察査察規程の一部を改正する訓令

和歌山県監察査察規程(平成19年和歌山県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、副知事及び総務部長」を「及び副知事」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

公 告

入札公告

和歌山県危機管理局の和歌山県庁南別館への移転業務委託について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成19年度防災第3号

(2) 業務名

<p>和歌山県危機管理局の和歌山県庁南別館への移転業務</p> <p>(3) 業務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(4) 業務の場所 和歌山県総務部危機管理局総合防災課が指定する場所</p> <p>(5) 契約期間 契約日から平成19年9月30日(日)まで</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成19年和歌山県告示第848号に規定する和歌山県危機管理局の和歌山県庁南別館への移転業務委託の入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館4階 和歌山県総務部危機管理局総合防災課</p> <p>(2) 期間 平成19年6月29日(金)から平成19年7月12日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先 和歌山県総務部危機管理局総合防災課 電話番号 073-441-2264(直通) ファクシミリ番号 073-422-7652</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館2階 防災研修室</p> <p>(2) 日時 平成19年7月6日(金)午後2時から</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 5の(1)に同じ。</p> <p>イ 入札日時 平成19年8月6日(月)午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p>	<p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成19年8月3日(金)午後5時までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課へ必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期</p>
--	---



間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目  
 (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する  
 とおりとする。  
 (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合  
 防災課の職員が立ち会うものとする。  
 (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予  
 定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを  
 した者を落札者とする。  
 (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある  
 ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決  
 定するものとする。この場合において、当該入札者のう  
 ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があると  
 きは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌  
 山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせ  
 るものとする。  
 (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が  
 ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい  
 て、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までと  
 する。  
 (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合  
 において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定  
 する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以

降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否  
 要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
 否

14 その他  
 (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名  
 称及び所在地は、次のとおりとする。  
 ア 名称  
 和歌山県総務部危機管理局総合防災課  
 イ 所在地  
 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 和歌山県庁北別館4階  
 郵便番号 640-8585  
 電話番号 073-441-2264(直通)  
 ファクシミリ番号 073-422-7652  
 (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び  
 通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告  
 平成20年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒  
 (普通課程)を次のとおり募集する。  
 平成19年6月29日  
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓 練 課 程	訓 練 科	訓練期間	定 員
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	20人
			理容科	2年	15人
			メカトロニクス科	2年	15人
			情報技術科	1年	10人
			建築工学科	1年	20人
	普通課程(中卒)	デザイン木工科	2年	15人	
計					95人
和歌山県立田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	15人
			観光ビジネス科	1年	20人
		溶接板金科	1年	20人	
計					55人
合 計					150人

2 応募資格  
 (1) 普通課程(高卒)  
 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者(平成19年度卒業予定者を含む。)又はこれ

と同等以上の学力を有すると認められる者で、35歳以下の者であること。ただし、自動車工学科及び理容科については、高等学校を卒業した者及び平成19年度高等学校卒業予定者並びに大学受験有資格者で35歳以下

の者であること。

なお、理容科については、学校教育法による中学校を卒業した者も受験可能とする。

(2) 普通課程(中卒)

学校教育法による中学校を卒業した者(平成19年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、35歳以下の者であること。

3 応募手続

(1) 入学願書は、県内の公共職業安定所及び各産業技術専門学院に備えている。

4 募集日程

区 分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成19年10月1日(月)から平成19年10月10日(水)まで	平成19年10月19日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接	入学を希望する各産業技術専門学院	平成19年10月23日(火)午後3時
2月選考	平成20年1月11日(金)から平成20年1月22日(火)まで	平成20年2月5日(火)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接		平成20年2月8日(金)午後3時

- (1) 受験者全員に本人あて合否を通知する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。
- (3) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に応じて決定するものとする。

5 入学日時

平成20年4月8日(火)午前10時

6 訓練経費

- (1) 入学金 5,650円
- (2) 授業料 年額115,200円
- (3) 訓練科によって異なるが、教科書代、実習服代、個人が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が別途必要である。

7 選考結果の開示

(1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面(受験票又は合否通知書)を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接請求すること。

(2) 開示する内容

1 募集定員等

名 称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定 員
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	20人

※本人の適正に応じて販売コースとOAコースにわかれる。

2 応募資格

- (2) 入学願書は、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成19年度高等学校卒業予定者は、在学している高等学校を経由して入学を希望する産業技術専門学院に提出するものとする。
- (3) 平成19年度中学校及び高等学校卒業予定者以外の応募者は、医師の診断書を入学願書に添付すること。
- (4) 自動車工学科及び理容科を希望する者は、最終学歴を証明する書面を入学願書に添付すること。
- (5) 受験料は、2,200円とし、入学願書に和歌山県収入証紙をちょう付することにより納めるものとする。

総合得点及び順位

- (3) 開示請求期間  
合格発表の日から1月間
- 8 訓練期間中の援護措置
  - (1) 一定の条件を満たす者は、授業料の減免措置の適用がある。
  - (2) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。
  - (3) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支給が延長される。
  - (4) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険受給者は除く。
  - (5) 生徒は、所得基準によって技能者育成資金の貸付けを受けることができる。ただし、雇用保険受給者及び訓練手当受給者は除く。

公 告

平成20年4月に訓練を開始する和歌山県立和歌山産業技術専門学院総合実務科の生徒を次のとおり募集する。

平成19年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律

- 第123号)第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
  - (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
  - (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者
  - (5) 身辺処理能力が確立しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者
  - (6) 自力で通学が可能なる者

- 3 応募手続
- (1) 職業相談及び求職申込み  
最寄りの公共職業安定所の窓口で相談の上、求職申込みの手続を行うこと。
  - (2) 応募書類の提出  
下記の書類を一括して、住所地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。

書類等の名称	内 容
入校願書	所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cmのもの)をちょう付したもの
応募資格を証明する書類	療育手帳(療育手帳の交付を受けていない者は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの発行する判定書)の写し

4 募集及び選考等の日程等

	10月選考	2月選考
応募書類受付期間	平成19年10月1日(月)から平成19年10月10日(水)まで	平成20年1月11日(金)から平成20年1月22日(火)まで
選考日時	平成19年10月19日(金)午前9時30分	平成20年2月5日(火)午前9時30分
選考場所	和歌山県立和歌山産業技術専門学院	
選考方法	筆記試験(国語・数学)、作業試験及び面接試験	
合格発表日	平成19年10月23日(火)午後3時	平成20年2月8日(金)午後3時
入学日時	平成20年4月8日(火)午前10時	

- (1) 2月選考の募集人員等は、10月選考の状況に応じて決定する。
- (2) 選考日には、受験票、筆記用具及び昼食を持参し、午前9時までに選考場所に集合すること。
- (3) 受験者には本人あて合否を通知する。

5 訓練諸経費

- (1) 入学考査に要する費用、入学金及び授業料は無料とする。
- (2) 教科書、作業服、災害障害保険料その他の活動費用等が必要である。

6 選考結果の開示

- (1) 入学試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。ただし、電話、はがき等による請求は認めない。開示を請求する際は、受験者本人であることを明らかにする書面(受験票又は合否通知書)を持参の上、受験者本人が受験した産業技術専門学院へ直接開示を請求すること。
- (2) 開示する内容  
総合得点及び順位
- (3) 開示請求期間  
合格発表の日から1月間

7 問い合わせ先

和歌山県立和歌山産業技術専門学院  
〒649-6261 和歌山市小倉90  
電話番号 073-477-1253  
ファクシミリ番号 073-477-1254

公安委員会公告

和歌山県公安委員会公告

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、次のとおり警察署協議会委員を委嘱した。

平成19年6月29日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

警察署協議会名	氏 名	住 所
橋本警察署協議会 (7名)	多田克巳	橋本市隅田町下兵庫
	広畑良次	橋本市古佐田一丁目
	梶川重遠	橋本市古佐田一丁目
	小嶋彩子	橋本市古佐田一丁目
	近藤大玄	伊都郡高野町大字高野山

妙寺警察署協議会 (6名)	土井マリ子	橋本市境原	和歌山北警察署協議会 (9名)	玉置成夫	和歌山市和歌浦南3丁目
	龍正則	伊都郡九度山町大字九度山		根来正則	和歌山市市小路
	松本公望	伊都郡かつらぎ町大字佐野		山崎和成	和歌山市黒田
	井脇照之	橋本市高野口町名倉		山林浩史	和歌山市元寺町1丁目
	宮脇照美	伊都郡かつらぎ町大字西飯降		山本秀則	和歌山市雄松町1丁目
	野上典一	橋本市高野口町名倉		林泰行	和歌山市紀三井寺
	堀多美子	伊都郡かつらぎ町大字兄井		宮本次朗	和歌山市西浜3丁目
岩出警察署協議会 (10名)	平田和美	橋本市高野口町田原	黒田美也子	和歌山市西浜	
	井関孝純	紀の川市切畑	菅谷千恵子	和歌山市堀止東1丁目	
	辻美智夫	紀の川市桃山町元	多賀井順子	和歌山市古屋	
	児玉和代	紀の川市中山	西本雉紗子	和歌山市西庄	
	赤井安都子	岩出市畑毛	西山友幸	和歌山市西庄	
	駒木博	岩出市根来	森岡正揮	和歌山市西庄	
	榎本榮進	岩出市清水	山本陽造	和歌山市加太	
	大西洋太郎	紀の川市粉河	山本美佐子	和歌山市鷹匠町2丁目	
	中西康男	紀の川市黒土	川合末幸	和歌山市松江中1丁目	
	阪上和子	紀の川市貴志川町長原	西本佐代子	和歌山市善明寺	
和歌山東警察署協議会 (12名)	中西正人	紀の川市貴志川町前田	坂本漸	和歌山市善明寺	
	大森敏弘	和歌山市園部	海南警察署協議会 (8名)	浜野茂樹	海南市下津町下津
	奥出進也	和歌山市六十谷	谷脇良樹	海南市下津町黒田	
	尾崎武久	和歌山市六十谷	中前光雄	海草郡紀美野町長谷宮	
	乙井八重子	和歌山市鳴神	柳川泰彦	海南市日方	
	橘恵子	和歌山市和歌浦南3丁目	若勇正司	海南市岡田	
	中井均	和歌山市神前	林紀子	海南市上谷	
	森下正紀	和歌山市有本	橋本真人	海草郡紀美野町吉野	
	野上泰司郎	和歌山市田中町4丁目	朝井郁子	海南市名高	
	中眞理	和歌山市畑屋敷中ノ丁	有田警察署協議会 (5名)	田中幾雄	有田市宮崎町
	増田順三	和歌山市島	山崎博	有田市宮原町滝川原	
	鎌田和歌子	和歌山市有本	増田幸宏	海南市下津町上	
仲河義仁	和歌山市岩橋	南村富子	有田市初島町浜		
和歌山西警察署協議会 (10名)	岩橋和憲	和歌山市今福1丁目	木本佳孝	有田市野	

湯浅警察署協議会 (7名)	平林宗雄	有田郡湯浅町大字湯浅	尾崎和貴	東牟婁郡串本町串本		
	大西真千子	有田郡湯浅町大字青木		塩飽陽子	西牟婁郡すさみ町周参見	
	星田邦弘	有田郡有田川町大字賢		住野芳文	東牟婁郡串本町田原	
	田上啓子	有田郡有田川町大字土生		下地勝之	東牟婁郡古座川町月野瀬	
	佐藤栄志	有田郡広川町大字西広		新宮警察署協議会 (7名)	東康生	新宮市熊野地一丁目
	岩本行弘	有田郡有田川町大字小川			打越照代	新宮市熊野川町上長井
	井上喜代治	有田郡有田川町大字清水			岸本満子	新宮市新宮
御坊警察署協議会 (8名)	西田光作	御坊市御坊	伊藤算志		新宮市磐盾	
	橋本幹雄	御坊市島	久司博嗣		那智勝浦町大字天満	
	宇和譲	日高郡日高川町大字和佐	杉本登		新宮市神倉二丁目	
	寒川歳子	日高郡日高川町大字寒川	岡本研		太地町大字太地	
	浮津式部	日高郡日高町大字産湯				
	橘きよみ	日高郡印南町大字島田				
	菊庵寿郎	日高郡由良町大字畑				
	木村茂	日高郡美浜町大字和田				
田辺警察署協議会 (10名)	山本とし子	田辺市芳養町				
	上羽寛	西牟婁郡上富田町生馬				
	古久保貞子	田辺市龍神村東				
	能城美子	田辺市中辺路町西谷				
	家谷保	田辺市下川下				
	小渊宇津比古	田辺市本宮町請川				
	川本敦史	田辺市上万呂				
	岩間秀幸	田辺市上秋津				
	栗栖崇	田辺市文里二丁目				
	尾崎剛通	日高郡みなべ町西岩代				
白浜警察署協議会 (5名)	田谷健司	西牟婁郡白浜町日置				
	岩橋修	西牟婁郡白浜町				
	小竹幸	西牟婁郡白浜町				
	大原満	西牟婁郡白浜町堅田				
	津田邦子	西牟婁郡白浜町堅田				
串本警察署協議会 (5名)	潮崎勝之	東牟婁郡串本町潮岬				